

第34回岡山地方裁判所委員会議事概要

1 開催期日

平成27年11月30日（月）午後3時

2 開催場所

裁判所大会議室

3 出席者

別紙第1のとおり

4 議事等

(1) 今回のテーマ（裁判所の広報について(2)）に関する意見交換

別紙第2のとおり

(2) 次回のテーマに関する意見交換

別紙第3のとおり

(3) 委員長代理の指名

別紙第4のとおり

(4) 次回期日

平成28年2月22日（月）午後3時

(別紙第1)

出席者

委員	一	坪	雅	代
同	伊	東	俊	明
同	上	岡	美保	子
同	齊	木	敏	文
同	坂	本	拓	巳
同	中	野		惇
同	南	條	雅	彦
同	久	松	朋	史
同	曳	野	久	男
同	福	田	尚	司
同	宮	崎	隆	博
同	宮	本	英	子

(五十音順)

(別紙第2)

《裁判所の広報について(2)》

委員長

今回のテーマは前回に引き続きまして「裁判所の広報について」です。前回の委員会におきまして、皆様方から御意見を頂きまして、それを受けて裁判所のほうでどのような対応がなされたかにつきまして、まず説明をしていただきたいと思います。

【裁判所から説明】

事務担当者

資料に基づき説明

委員長

それでは、今御説明いただいた点につきまして御質問、御意見を御自由によろしくお願いいたします。

A委員

ウェブサイトを見られた方は思われたと思いますが、私も岡山のところを見させていただいて非常に親切で分かりやすく書こうという気持ちが伝わってくるようなサイトになって、とても見やすいサイトになっていると思いました。特に力を入られたところが広報であり、出前講座も新設されて、内容も整っているということが分かりました。冬休みのジュニア法廷の開催についてもすごく詳しく書き込んであるので、それに行けなかった子供さんも一体ここへ行ったら何をするんだろうということだけでなく、こういうことをするのか、次には自分も行ってみたいなど、模擬裁判についてまで非常に詳しく書いてあったので、そういうところもいいなと思いました。

ただ、いろいろ見ていて一つ困ったのが、スクロールをずっとしていったら裁判所のトップページと岡山地裁のトップページとが混乱して、行きたくないのに裁判所のトップページまで行ったら、また「各地の裁判所」のところか岡山地方裁判所と入れ直すかしないと戻ってこれないんです。それがもうちょっと分かりやすくなればよいと思います。

それから岡山地方裁判所のページの上の方に「トップページへ」というのがありますが、ここを押したら裁判所のトップページへ行ってしまいます。何度も何度もここへ行ってしまったので、何か一つ確実に岡山地方裁判所のページに戻れる方法があれば良いのですが、そうでないと裁判所のページと岡山地方裁判所のページが一緒になっているから、時間がすごくかかるので操作しにくかったです。今自分が岡山地裁のサイトにいたのに、いつの間にかそこから外れているという感じがしたりしました。

それから、もう一つ岡山地裁のトップページに、裁判員制度と検察審査会のバナーに加えて労働審判というバナーがあります。裁判員制度と検察審査会の二つのバナーは他の裁判所のサイトを見ても書いてあるんですけど、労働審判という三つ目があるところは余りないんですよ。そうすると、今岡山が知らせようとしているのが、この労働審判なのかなという気もしましたが、そういう姿勢が見えるのもいいなと思いました。それから、リニューアルについては、常にされていると思うのですが、どういう人たちがどういう頻度でされているのかを、今日お聞かせいただければいいと思いました。これからもいろいろ変えていかれるのですが、全体的に見させていただいて、いい方向に改定をされているので、よりみんなが理解できるようにしていただきたいと思います。

事務担当者

まず1点目ですが、岡山のトップページを見て、そこから裁判所のトップページへ入ってしまって、戻りにくく、どこを見ているのか分からなくなるという点です。

以前もA委員から御指摘いただいたとおりでして、そこについてはやはり見ていただく方に分かりやすくするということはあろうかと思しますので、その点は御意見として承りまして、現実的に対応できるかという点を検討させていただきたいと思っております。

もう1点、ウェブサイトのリニューアルの頻度というお話がありました。通常は新しい項目が出てくればその都度見直していますが、前回地裁委員から御指摘を頂きまして、我々もプロジェクトを組んで大きく見直しを行いました。これに引き続いて、ウェブサイトも含めて、今回のようなプロジェクト委員会を発足させて広報を見直していこうというふうなことも、今検討中です。

B委員

もう少し説明しますと、今回の広報の見直しは、事務局長と事務局次長をヘッドとする二つのプロジェクトチームを作って対応したわけですが。今後はどうするかという点については、所長を筆頭にして、部総括判事や総務課長等により構成される新たに広報委員会を年明けに作りまして、今後継続的にリニューアルに取り組んでいく態勢にしようと考えております。

もう一点A委員の御発言のあった労働審判の件です。これは確かに御指摘のとおり全国のほかの裁判所にはないのですが、これはなぜ設けたかという点、実はここ1年少し前から弁護士会の委員会と岡山地裁、簡裁のほうで労働紛争の点に対する取組みを協議してまして、いろいろなことが話し合われて、その中で、一般市民の方の間には労働紛争がかなりの件数があるのに、アクセスが必ずしもよくないのではないかというお話もいただき、それで上級庁に働きかけてこのバナーを設けるようにしたという経緯です。

委員長

ちなみに、この労働審判のバナーが設けられたということについては、新着情報

は何か掲載していますか。

事務担当者

バナーを設けたことは特段記載してないのですが、7月3日に「労働審判手続の利用をお考えの方へ」ということで掲載の御案内をさせていただいておりますので、ここをクリックすれば先ほどの労働審判の手続案内に移るということです。それと労働審判のバナーにお気付きの方はバナーを押しても同じところに行きますので、一応案内をさせていただいていると考えています。

C委員

非常に短い期間内にここまでリニューアルされて、本当に市民のことを思ってくださる裁判所だなど、この違いの変化に気付いた市民は本当に思うんじゃないかなと思いました。本当にここまでされるなら更にもう一步私のほうから提案させていただきたいのは、前々から私が議題に関して言ってることと関連するんですが、労働審判のバナーを増やしたのであれば、地裁委員会のバナーというのをまさしくトップページに持ってくるべきじゃないかなと私は思います。というのはやはり地裁委員会、家裁委員会は、市民との接点だと思うんですよね。市民が一番最初に開くトップページにバナーがある。これは何だろうと思ってバナーを押してみたら、そこに議事の概要が書いてあったり市民の代表の方がこういう意見を言ってくださってるんだということで、裁判所に非常に興味を持ってくださると思います。今現在はこのトップページから岡山地方裁判所、家庭裁判所についてというバナーをクリックして幾つかボタンを押さないと地裁委員会の議事録にたどり着かないような仕組みだと思うので、それだと地裁委員でさえ検索するのが難しいと思います。やはり市民が簡単に、こういう組織があるんだ、こういう接点があるんだということを感じてもらうためには是非トップページに地裁委員会、家裁委員会のバナーを持っていくべきなのではないかというのと、それに関連して、可能かどうか分かりませ

んが、理想を言うと、裁判所を実際に使った人やこれから利用したい人などの市民の声や意見を聞く広場的な、掲示板的なものをどこかに設けられないのかなと、その2点を考えてます。

事務担当者

御意見は賜りましたので、検討させていただきたいと思っております。

C委員

あともう一点、新着情報のところにも、この地裁委員会、家裁委員会を開催しましたというのを載せていただければと思います。

事務担当者

開催については今のところは登載はしていませんのですが、結果については、議事録を掲載したときの御案内を新着情報として掲載させていただいております。ここをクリックすれば委員会の議事録のページに行くというところはさせていただいております。合わせて先ほどの御意見、御指摘は賜りましたので、検討させていただきたいと思っております。

委員長

今回のリニューアルにつきまして、何か御感想等ありますでしょうか。

D委員

変更前と変更後のことを見せていただいて、本当に少しずつですけど前に行ってるなと思いました。ただ、我々はパソコン等を余り使わないので、出張の出前講座などのほうが身近だなと思いました。

委員長

今回はウェブサイトの検討ということだったんですけれども、紙媒体等につきましては、今後もまた広報の一環として検討されるということでしょうか。

事務担当者

はい、前回の委員会で御指摘いただきましたけれども、パソコンを利用されない方や、ウェブを御覧にならない方もいらっしゃるということで、ウェブ以外にどのような効果的な方法があるかといったところも検討しておりまして、前回御紹介いただいたように他機関と協賛して広報を行うことも考えています。市民、市政だよりとかいったものを利用したらどうかというような御提案を頂きましたので、この点の御趣旨も踏まえて今後検討させていただきたいと思っております。

委員長

冬休みジュニア法廷についての紙の広告はよく図書館等で見掛けるのですが、出前講座についても同じように地域の図書館等に配布等をされているのでしょうか。

事務担当者

今順番にやっているところでございますが、まずウェブに登載をさせていただきました。今後先ほどの御指摘も踏まえまして、広報を展開していく上で紙媒体の案内をどこにどの範囲に配るのが効果的なのかというところも検討していきたいと思っております。御意見と御趣旨は十分賜りました。

E委員

保護司会ではパンフレットを各戸に配布するように、全国的に各町内会の小さい単位にまでお願いしまして、保護司が持ってまいりまして、町内会の会長さんをお願いに行って、各戸に回覧していただくようにしております。

事務担当者

一つの広報の在り方として従前から御提案いただいでることでございまして、裁判所もそういった個別に回覧できる方法があるかどうかというのも引き続き検討していきたいと思えます。

委員長

たしかに図書館とか公民館に貼られていると私の母もジュニア法廷をやるみたいだよという形で情報を取得して帰ってきますので、やはり紙媒体の広告もかなり有益かなという感想です。

F 委員

短期間のうちにこれだけ迅速に改善あるいは充実をしていただいたということに対しては、非常によかったなというふうに思えます。例えば出前講座の新設とかいのがありますけれども、例えば書記官の方、事務官の方もこれまでは出ていかれないような方が出張するようになったとかですね。

それから、今後、出張授業というような新しいことをやる際には、是非私どもマスコミのほうへ情報提供をしていただきたいと思えます。裁判所の広報ということについて言いますと、一番一般の市民の方々に見ていただくのにぱっと見て分かりやすいのが、ウェブとかではなくて多分新聞とかテレビで取り上げるということが一番効果があるのかなという気がします。新しいことをする場合に、情報提供をしても取材をするところもあれば、取材をしない媒体もあるでしょうけれども、少なくとも地元の新聞社は必ず取材をいたしますので、是非情報提供をお願いしたいと思えます。これまでもジュニア法廷とかそういった情報は寄せていただいて、必ず取材をするようにしております。

委員長

今の点についてどうでしょうか。

事務担当者

いつも御協力いただき、ありがとうございます。引き続き御協力よろしくお願
いたします。

【庁舎見学】

委員長

庁舎の見学をしてきたことを踏まえつつ何か御意見、御感想等あったらよろしく
お願いいたします。

G委員

ここへ何回か来させていただいたんですけど、2階、3階へ入ったのは初めてで
改めて勉強させていただきました。皆さんもおっしゃっていたのですが、この短期
間でいろいろな形で工夫をされていて、皆様方の努力の跡を伺って非常によかった
と思います。私のほうもざっとウェブサイトの書式等を見させていただいて、特に
簡易裁判所のほうの手続を見させていただいたのですが、書式もかなり以前に比べ
て探しやすくなって見やすさが増したと思います。

今ちょっと思ったのが、例えば書式の中で比較的使用頻度が高いものについては、
これはPDFで登載されてると思うのですが、例えばワードとか、そういったもの
の方が利用するほうとしてはもっと時間が効率的に利用できるということがありま
すので、使用頻度が高いものについては、ワード等で登載されていた方が使うほう
としては便利かなというような感じを持ちました。

委員長

ワード文書については、どうなのでしょう。

事務担当者

御指摘ありがとうございました。実はワードで掲載した方が良いのではという意見は裁判所でもありまして、これも検討中です。御指摘のように、ワードであれば、そのまま打ち込めるのではないかという御意見もあることは承知しております。こちらにも問題意識を持っておりますので、改めて検討させていただきたいと思っております。

委員長

他の裁判所でワードで掲載しているところはあるのでしょうか。

事務担当者

あるとは思いますが、一応隘路と申しますか、ワードを掲載してしまうと、ここに書き込みをされた場合、そのまま残ってしまうということがあって、個人情報管理という問題もあり、技術的に対応できるかというのを今検討中です。

H委員

前よりは大分手を入れられて分かりやすくなってるのかなと思います。お話の中にあつた上級庁の許可を取らないといけないということで、ある程度制約があるのかなということも感じたのですが、裁判を起こされようとする方に向けての書式というものについては、ある程度一定のものがあるので変えようがないところなのかなと思うんですけど、例えば裁判所がどんな人に広報をしたくて、どういう人向けにウェブサイトを作っているのかなというのが、まだ少し不親切に思える場所もあります。中学生に向けて冬休みのジュニア法廷のチラシがPDFでウェブサイトからダウンロードできるんですけど、この広告の内容一つをとっても、例えば言

葉を一つ拾ってみても、みんなで評議をしようとか書いてありますが、中学生が理解できて、よし行こうというふうに思うのかなと思います。書式のところは仕方がないにしても、ジュニアみたいな世代が裁判に興味を持ってもらいたいのか、訴えたい内容によって少し表現の方法であるとか、行き着く手法というのは考えたほうが良いのではないかとは思いました。

委員長

広報の対象については、どのようなスタンスなんでしょうか。

事務担当者

H委員が御指摘のように、まさに誰にどんな広報をしたいのかというようなコンセプトが見えないといったところは、もちろん御指摘を受けて十分意識をしないとイケないところだと思ってます。先ほどの中学生に向けた表現ぶりにしても分かりにくいといったところは、もちろんの御指摘であると思ひまして、その辺りがまだ広報としての焦点がぶれてるのかもしれないです。御指摘の御趣旨は十分賜りましたので、この御意見を踏まえて検討をさせていただきたいと思ひます。

C委員

1階の北東側にインフォメーションコーナーというのがあって、そこに椅子も幾つかあるんですね。私はよく北側の駐車場側のほうのドアから入ることが多いんですけども、私がよく見掛けるのは、インフォメーションコーナーの椅子に一般の方がよく座られていて、そこで弁護士と待ち合わせをしたりとか、若しくは当事者本人が訴訟をしてるんだったら、その人だけが座っていたりするんですけど、他方で南側のほうには椅子がないんですよね。南側から入ってくる弁護士も、待ち合わせの際もこのインフォメーションコーナー、わざわざ北東に来て、そこで待ち合わせすることが多いのかなとか、若しくはもうエレベーター前で立っておいてよとか、

若しくは南側のドアの前で立っておいてよと言って待ち合わせたりしてるのかなと思います。

そうやって弁護士と待ち合わせたり，若しくは当事者が本人だけで来たりする場合に，なるべく対立当事者同士は顔を合わせたくないと思うし，同じ場所には座れないと思うんですね。北側の北東のほうに椅子があるんだったら，これより規模，大きさは小さくても良いので，多少二，三個でも椅子が南側にもあって良いのではないかなということは思いました。そのスペースも，南西のほうの簡易裁判所の受付のすぐ隣，脇にあるのがよいと思いました。

事務担当者

御指摘の御趣旨は十分賜りましたので，検討させていただきたいと思えます。

I 委員

私も今のH委員と似たような感じの意見は持ってたんですけど，インフォメーションの場所になるのかなという点です。やはり待合に使うという感じで，あそこの丸いテーブル，ソファのようながありますよね。あそこへみんな外向きに座ってきょろきょろ待ってるという形になると，入ってきた人は何となく入りやすく，あっちこっちに立ってるという。お年を召した方なんか我々も時々待ち合わせするんですけど，そういうときは2階の法廷の間にエレベーターを下りてすぐのところにゆっくり座れるところがあるから2階を案内しています。1階ではゆっくりできないという感じなんです。ですから，待つところ，ちょっと時間が取れるところというのはインフォメーションをするためのリーフレット等も置きやすいですよ。でも，今はそういった形にないのではないかと思って，その辺が広報の場として使えるような形にうまくできないかなと思います。先ほど事務担当者も言われてたんですけど，リーフレットの位置を変えますということですが，外から入ってきて，インフォメーションコーナーの中へ入って行ってリーフレットを取ろう

っていう人は少ないんですよね。ちょっと違った配置になると、また取りやすいのかなというふうには思ったりしました。

それから、あと表示がかなり見やすくなってきているのですが、でも、やはり北側と南側と少し差があるかなという気はします。どうしても車の人が多いのでそういうふうになるのだらうとは思いますが、南のほうは入ってすぐのところでもう少しどんと構えて良いというか、いい場所であってほしいのはあるのですが、少し殺風景な感じかなという気はしました。

事務担当者

御意見として御趣旨は十分賜りましたので、引き続き裁判所で検討させていただきたいと思います。

委員長

ではJ委員のほうから、何か御感想等ございますでしょうか。

J委員

本日のテーマに関して皆さんの御意見に追加してということはありません。

委員長

皆さんの御意見にありましたとおり、短期間のうちにかなり改善が進んでいるように感じました。庁舎の中も道案内等も前に比べたらずっと分かりやすくなっていったという感想を持ちました。まだ少し時間がありますけれど、何かウェブのほうの御指摘等ございますでしょうか。

今後も継続的に進めていかれるということで、確かに新着情報でしょうか、あそこが余り変わらないと見てもらえないということがありますので、私も余りウェブは使わないんですけれども、できるだけ頻繁にささいなことでも、新着情報のとこ

るで変わったということが分かれば少し助かるなと思います。それから、新着情報がちょっとでも過去になると、そのところが見えなくなると少し問題なので、過去情報ごとに例えば地裁委員会についての情報等という形で新着情報を仕分けるといふことも検討されると見やすいかなというのも私自身の感想として持っております。

事務担当者

御意見ありがとうございました。御意見を踏まえまして、工夫をしてみたいと思います。

委員長

2回にわたって裁判所の広報についてということで、かなり有意義な議論の結果が出たと思います。

(別紙第3)

《次回のテーマについて》

委員長

それでは、次回のテーマについて少し皆さんの御意見を頂きたいと思っておりますけれども、裁判所の広報については差し当たりはこれで今回で一応の議論を終えたということで、別のテーマを事前に裁判所のほうから皆さんの御意見を整理していただいておりますので、少し説明をしていただけたらと思っております。

事務担当者

まず、労働審判制度手続についてといった御提案がありました。裁判所に労働審判手続というのがあるのをよく知らなかった、どのように手続が行われてどのような問題なのかといったようなところも興味がある、という御意見でした。

続きまして、裁判員裁判制度の現状と課題ということです。これまでも裁判員裁判制度のテーマについてはかなり取り上げられてきてるところですが、今のメンバーでは意見交換は行っておらず、委員としても、裁判員に選任される可能性もあり御興味もあるので、現在の裁判員制度がどういうふうな現状でどんな問題を抱えてるのかといったところを意見交換してよいのではないかと御意見がありました。

続きまして、裁判所におけるプライバシーの配慮です。裁判所は個人情報をおたくさん抱えているところで、裁判所において事件関係者のプライバシーをどのように配慮されているのか、また個人情報はどのように扱われ、保護されているのかという御興味があるといったところですか、今話題のマイナンバー制度が入ったとき、司法がどうなるかというテーマに興味があるという御提案でした。

続いて簡易裁判所の民事手続というテーマ、これは従前からの提案ですが、市民紛争の解決手段である簡易裁判所の民事手続というのは大変興味があるといった御

意見でした。

それと従前からのこれも御提案ですが、地裁委員会の運営の在り方についてこのあたりで整理をしたい、検討したほうがいいんじゃないかという御意見でした。この五つが現在テーマとして提案されているものでございます。

委員長

一般市民の法曹三者ではない委員の方からいろいろなテーマを御提案いただきまして、ありがとうございます。何か御提案された委員から補足等がございましたら、説明をしていただければと思います。あるいはそうではなくて一般的にこういうテーマ、それ以外のテーマがふさわしいんじゃないのかということもこの場であればそれを御提案していただければと思います。

一番目から四番目につきましては、法曹三者ではなく一般の市民の委員からの御提案ということになり、五番目につきましては弁護士の委員からの御提案ということです。I委員のほうから何かこのテーマについて何か御意見等ございますか。

I 委員

従前から出ています地裁委員会の運営の在り方ということについて、皆さんにどういった形でお話をしていただくかという問題が一つあるのと、それから一般の市民委員の方から今回四つのお話が出てます。これまでの長い議論の中で裁判員制度というのは随分何回もやられてるんですけど、やはり今の委員の皆さんの中で議論をしていないということでは初めてになるんで、やはり現在の委員の方の興味を持たれている対象について議論を進めていったほうがいいのかという気はしています。

そういう中で我々は法曹なんで、どうしても堅くなってしまって委員会の在り方云々というような形になるのかもしれませんが、この委員会は結構和やかな感じで行けてると思ってます。それから、運営の在り方の中に地裁委員会の広報も含むと

ということで今まで2回広報のこともやってきていますので、いずれこういう問題があるんだということで皆さんに頭に置いていただきながら、私とすれば市民委員の方が出された中で、労働審判とか簡易裁判所の手続も随分やられてるんですけど、一般的な形で簡易裁判所のものを取り上げるのもいいのかなと思います。マイナンバーは、ちょっと込み入って細か過ぎているかなという気はしないでもないので、私とすれば労働審判か簡易裁判所の手続の関係で議論されてもいいのかなというふうに考えてます。

委員長

やはり市民の方から御提案を頂いたテーマと、その中から差し当たり次回ということですので、次回以降すべてのテーマを取り上げることは可能ですから、差し当たり次回ということだと一番目から四番目、マイナンバーは今御指摘いただいたようにまだ固まっていないというか、始動してない制度ですので、一番目、二番目、四番目のテーマあたりからということになるかと思います。

労働審判についてはウェブにバナーが設置されてるということで、かなり力を入れてられていることでもありますし、裁判員裁判ももちろん国レベルでというか皆さん御関心のあるところだと思います。簡易裁判所ももちろん一番利用する民事訴訟ということで、いずれも取り上げるべきテーマであるかと思います。

B委員

若干補足説明させていただくと、一番目、二番目、三番目のテーマは実は市民委員の方2人ずつから御提案がありました。今の議論を伺っていると、やはり一番目の労働審判制度をやってみてはどうかと思いました。つまり、これは実は弁護士会さんと約1年ちょっと前からこの労働紛争の解決について話合いをしてきて、そこが実は書式とか手続案内とかバナーにも成果が出ておまして、やはり我々の間で検討してきたことを一般市民の方にも知っていただいたほうが良いのではないかと

というのが1点と、実は司法制度改革の中で非常にうまくいった改革と言われてるのが裁判員制度と労働審判制度と言われておまして、民事の労働審判制度は実は私も法律家の間でもうまくいったと言われてるのですが、一般市民の方には必ずしも認識されていないので、ここを少し御説明させていただく機会があったほうが良いのかなと感じました。

委員長

それでは、次回のテーマということは今御説明いただきましたように、労働審判制度手続についてということでしょうか。ほかのテーマももちろんその後の委員会におけるテーマということで、差し当たり、今回は労働審判制度手続についてということを取り上げさせていただきます。

(別紙第4)

《委員長代理の指名》

委員長

次回の進行についてということですが、私が来年1月で任期が満了しますので、委員長としては今回の委員会が最後となります。つきましては、後任の委員長を選任する必要がございます。これにつきましては、B委員から御提案がありますので御説明よろしくお願いたします。

B委員

長らく委員長をお務めいただき本当に心から感謝を申し上げます。それで、実は委員長だけではなくて委員の方もこの後12月にH委員が御退任、それから1月にG委員が御退任、それから来年の5月にはD委員とE委員が御退任の予定になっております。それで、裁判所といたしましてはやはり一般市民委員の方がじっくりと落ち着いた環境の中で委員長を選んでいただきたいというのが一番の願いでございますので、ちょっとしばらく委員長席を空席にして、来年2月と6月あるいは7月開催分については地方裁判所の所長に委員長ではなくて委員長の代理として議事を進めさせていただいて、市民委員が全員出そろった6月又は7月の開催日において委員長を互選していただきたいというふうに考えておりますので、もしよろしければそのような方向で進めさせていただきたいと存じます。

委員長

今のB委員の御提案のとおり進めるということによろしいでしょうか。それでは、御賛同いただきましたということで地方裁判所委員の規則の6条3項に基づきまして私がB委員を委員長代理に指名することにいたします。